

振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動について規制する地域の指定について

平成 27 年 4 月 1 日

旭市長 明智 忠直

旭市告示第 63 号

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域を次のとおり指定し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

なお、関係図面は環境課において閲覧に供する。

指定地域 用途地域（平成 27 年 4 月 1 日現在において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた区域及び地域をいう。）のうち工業専用地域を除いた地域